

Title	チャンタチヨテ・ ビラバット君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.7 (1997. 7) ,p.152- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970728-0152

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

チャンタチヨテ・ビラバット君 学位請求論文審査報告

チャンタチヨテ・ビラバット君が博士（法学）学位を請求するために提出した論文は、「ファクタリング取引における債権譲渡の研究——新種契約と現行規定の適用可能性に関する検討例——」と題する、九六〇字詰めで三五一頁にわたる論文である。

一 論文の構成

本論文の構成は、以下の通りである。

- 序 章
- 第一章 タイにおけるファクタリング取引の生成と発展
 - I 序説
 - II ファクタリング取引の導入
 - III タイのファクター
 - IV ファクタリング取引の手続
 - V ファクタリング取引の法的構造
 - VI タイのファクタリング取引に関する法的問題点

結 語

第二章 アメリカにおけるファクタリング取引の生成と発展

I 序

II ファクタリング取引の手続

III 現代のアメリカのファクタリング取引の法的構造

終わりに

第三章 ファクタリング取引における債権譲渡の比較研究

問題の所在

I 序

II 日本の判例・学説

III ファクタリング取引における債権譲渡の比較研究

IV 比較研究の結論

終わりに

第四章 債権譲渡に関する現行の特別法、日本の最近の立法

法試案、国際的立法例

序

I Loi Daily (タイ法)

II 特定債権等に係る事業の規制に関する法律

III 日本の最近の立法試案

IV 国際ファクタリング取引に関する条約

V 国連国際商取引法委員会云の国際債権譲渡に関する作業

第五章 ファクタリング取引に関する立法試案

序

- I 本立法試案の適用範囲
 - II 債権譲渡禁止特約
 - III 債権譲渡の成立要件
 - IV 对第三者对抗要件と優先関係
 - V 对債務者对抗要件及び債務者の保護
- 結語及び今後の課題

ちなみに、第一章の主要部分は法学政治学論究第二四号（一九九五年）に、また第二章の主要部分は同誌第二七号（一九九五年）に、同じく第三章の主要部分は同誌第三〇号（一九九六年）に、それぞれ掲載されている。

二 本論文の問題意識と概要

筆者が本論文を著した直接の問題意識は、近年のタイ国の急速な経済発展により、いわゆる新種取引が数多く登場しているが、それらに対して現行の法規定がどのように、またどの程度適用が可能であるか、もし、それらの取引に現行法が適用されないのであれば、どのような立法作業を行うべきか、という点にある。

このような問題意識を持ってタイの取引社会の現状に対する解決策を実証的に研究するために、筆者は、一つの新

種取引としてのファクタリング取引を研究の対象モデルとする。その選択をした理由の一つは、その取引の法的構造の中心をなす債権譲渡に関して、タイと日本が共通の債権譲渡制度を持っているからである。つまり、タイでは、現行の民商法典を起草した際に（この作業は一九〇八年に開始され、一九二五年に第一編総則と第二編債権総論を施行した）、日本の民法からその債権譲渡規定の基本的な考え方である對抗要件主義を継受・採用したのである。

そしてさらに筆者は、ファクタリング取引自体の分析対象として、世界においてこのファクタリング取引が最初に生成・発展した国であるアメリカ合衆国でのファクタリング取引を検討する。つまり、ファクタリング取引自体の先進国での法的問題を検討し、かつ債権譲渡法理についての母法国である日本でのファクタリング取引における債権譲渡関係の法的問題を検討し、これらをタイの状況と比較する、ということ、タイ・日・米三国が比較検討の対象に指定されたわけである。

このような問題意識から開始された本論文の研究は、単に一新種契約への既存の規定の適用可能性を追及するに止まらず、国際的な債権流動化等の分析も経て、タイにおけるファクタリング取引に関する新立法の提案にまで結実す

るのであるが、以下には章を追ってその概要を述べる。

第一章では、まずファクタリング取引の性格・内容・実務的利益などに関する一般論を検討し、その後、タイにおけるファクタリング取引の導入、タイの現在のファクタリング業界に関する事情、その取引の現在の手続、法的構造、また法的問題点などを研究する。

第一章においては、まずファクタリング取引の複合契約性が解明される。ファクタリング取引は、一般的に、一種の金融取引と理解されているが、この取引自体は総合的サービスを提供するところに特徴がある。ファクター（ファクタリング業務を営む機関）が、その顧客（クライアントと呼ぶ）の営業活動による売掛債権を買い取り、買取代金につき、クライアントに資金を供与し、当該売掛債権の債務者（カスタマーと呼ぶ）の信用調査や支払無能力の危険を引き受け、かつ、その債権の管理・回収および売掛債権台帳の作成などの業務を提供するというものである。

第二章では、現代のファクタリング取引の起源・生成過程としてアメリカのファクタリング取引に関する研究を行う。ここでは、アメリカにおけるこの取引の利益、手続、法的構成、問題点などの認識を得ることを主たる目的とするが、特にファクタリング取引が実務的要請に対応した法

的構成を模索して創設される点を詳細に検討する。

現代のファクタリング取引が、企業の運転資金に関する一つの短期金融調達方法として世界中の金融業界に登場したのは、一九五〇年代からといわれるが、本稿は、一九世紀末頃の植民地市場における販売・売上金回収の受託業務からファクタリング取引が始まる経緯を紹介する。そしてアメリカ合衆国でのファクタリング取引について詳細に分析するが、ここでの白眉は、何といっても、売掛債権の譲渡に関する第三者對抗要件規定の歴史の変遷の検討である。イギリス衡平法上の、債権譲渡を債務者に通知する必要があるというイングリッシュ・ルールと、債務者に対する譲渡通知を必要とせずに債権譲渡の時期によって優劣を判断するというニューヨーク・ルールの対立が、やがて UCC 第九編の登録型ルールの策定を準備し現代に至るまでが、豊富な原資料を使って詳細に紹介される。

さて、第一章、第二章の研究の結果、ファクタリング取引の中心をなす売掛債権の譲渡に関しては、将来の集合債権の包括的譲渡が有効に行われるとすれば、取引の当事者にとって非常に有益であることが明らかにされた。しかしタイのファクタリング業界では、そのような包括的譲渡に関する判例・学説が未発展の状態であるため、包括的譲渡

はほとんど行われていない。そこで、第三章では、この問題に中心を置き、母法である日本の集合債権（将来債権）の包括的譲渡に関する判例学説を検討し、その上で、譲渡方式の異なるアメリカでのファクタリング取引における集合債権の包括的譲渡が、對抗要件主義を採用したタイ・日本の現行の債権譲渡規定に基づいてどの程度行われうるかについて、比較研究を行う。

ここでの焦点は、わが国の判例・学説における将来債権の包括的譲渡の有効要件である。わが国では、①債権の発生可能性、②債権の特定性という二つの観点からその将来債権の包括的譲渡の有効性を限定しようとするが、わが国の判例法理は必ずしも確定したものとはいえず、その学理的検討もいまだ十分とはいえない。これに対して、登録型のアメリカUCCの規定は、かなり緩い形で将来債権の包括的譲渡を認める。この点に関する筆者の結論は、集合債権の包括的譲渡においての多数多様な対象債権に対応しうる有効要件（特定の判断基準）としては、客観的要件のみを挙げるべきで、債権の発生原因と発生期間を示すことで足りるとする。その二要件によって、債権譲渡契約の目的物である債権の粗い内容と、その債権の存在可能性をかなり予想しうるためであるとする。

しかしながら筆者は、集合債権の包括的譲渡の對抗要件としては、現行の通知・承諾という對抗要件は（個別譲渡に対する個別通知を観念するものであって）包括的譲渡に包括的對抗力を持たせるためには無理があるとし、特別の制度を制定する必要があると論じる。そしてその特別制度では、第三者對抗力を具備するための對抗要件と、債務者を保護するための要件とは分離すべきで、その結果、債務者はいわゆる譲渡に関するインフォメーション・センターの役割から離れ、第三者との優劣関係は債務者の元から離れた別のところで決定されるものとすべきとする。

この比較研究の結果、筆者はタイの現行の債権譲渡規定が将来の集合債権の包括的譲渡に対応しえないものであるとの理解に達し、民法の当該規定の改正か特別法の立法が必要であるという問題設定に移っていく。そこで第四章では、債権譲渡を対象とする最近の立法例・立法試案・国際条約・国際的立法試案に関する検討を行う。

ここでは、UNIDROITの国際ファクタリング条約や、フランスのダイイ法、日本の特定債権法、UNCITRALで検討中の、資金調達のための国際債権譲渡の統一条約案、そしてわが国で現在何人かの学者によって提案されている債権流動化のための包括特別立法案が検討される。

第五章は、それまでの研究を踏まえ、筆者自身の、私的立法試案の提示を行い、あわせて、最初に設定した、現行規定の新種取引への適用可能性の問題について総括する。

結論として筆者は、タイの現行民商法典における債権譲渡の規定は、現在タイのファクタリング業界において行われている個別的債権譲渡には十分適用しうるものであるが、それではファクタリング取引の事務負担・コスト等が大きくなってしまおうので、それらを低減させるためには将来の集合債権の包括的譲渡を可能にする新法制を整備する必要があるとする。その際筆者は、たとえば民商法典における債権譲渡規定は、一般の債権譲渡すべてに適用されるものであるので、それらの規定自体の改正よりも、より特別な利益を目的とする取引に関する特別立法の道を選択するほうが好ましいとする。そして筆者は、現在タイで進行中の五年間の金融制度計画における新規取引関係立法を勘案した上で、ファクタリング取引に関する特別立法の試案を作成した。そこでは、特別法の適用範囲、債権譲渡禁止特約、債権譲渡の対抗要件、対第三者対抗要件、対債務者対抗要件及び債務者の保護という重要な事項を中心に、将来の集合債権の包括的譲渡にも対応しうるような規定がなされる。特にその包括的譲渡という問題点に関しては、集合

債権の譲渡をあらかじめ有効にさせるための成立要件や、対第三者対抗要件と対債務者対抗要件とを区別して、譲渡の登録を対第三者対抗要件とし、債務者への個別の通知を対債務者対抗要件とする工夫等を導入すべきとする。この最後の対第三者対抗要件と対債務者対抗要件（債務者保護要件）との切り離しは、現在、わが国で債権譲渡特例法（仮称）として学界・実務界で議論がされているものについて中心的な議論になるべきものであり、また前掲UNCITRALの草案でも同様な形態の登録型第三者対抗要件が提案されている。それゆえこの点での筆者の主張は、的を射ているもので、おそらくは多数の支持を得るといってよい。

また、本稿で筆者が力を入れて論じている点の一つに、譲渡禁止特約の問題がある。これについては筆者は自らの立法試案で、譲渡禁止特約の効力を認めず、債権が完全に自由に譲渡され、譲渡人に特約違反にかかる損害賠償を債務者に対して負担させることもないという見解を主張する。周知のように、わが国では民法四六六条が、当事者間の譲渡禁止特約は有効で、ただ善意の第三者には対抗できない旨を定める（判例は善意・無過失とする）。この規定の趣旨についてはわが国では、解釈上の議論はあるものの基本

的に承認されてきた。しかしながら、ファクタリング取引や資金調達のための債権流動化を考えた場合、債権にこのような譲渡禁止特約が付着していることはその取引上の弊害となる（譲受人の保護が確保されない）。そこで、譲渡禁止特約を当事者間でしか有効性を持たないものとする見解や、一切譲渡禁止特約を認めないという見解（または立法姿勢）が現れてくる。後者は当事者の意思自治の原則からはいささか問題を残すと思われるものの、これが譲受人には最も好都合な考え方となる。アメリカUCCもこの方向で改正されつつあり、筆者の論旨は先鋭的ではあるが十分受け入れられる可能性のあるものといつてよい。

最後に、現行規定の新種取引への適用可能性の問題について筆者は、下記のように見解を纏める。

① まず対象取引を発生させた国について、その取引の生成・目的・実務上のあり方・法的構造・法の問題点を検討すべきである。② その取引を導入する国においては、その取引に対して、適切に対応しうる可能性がある規定や、その規定に関する問題点を検討する。③ ②の研究においては、当該規定の母法である外国の立法・当該学説・判例等を研究する必要がある。特に、①と②との規定の差異が存する場合、その取引を発生させた国における法的手続き

が、その取引を導入する国の規定によれば、どのくらい有効に行われうるかどうか検討されなければならない。④ さらに、その取引に関する最近の立法例を検討すべきである。⑤ この段階までの研究結果によって、その取引に対する適切な法的構成が明らかになるので、その後、取引を導入する国における現行規定を評価して、適用可能性を検証する（以下略）。

三 本論文の評価

本論文は、全体的に高い評価を与えられるべきものである。その理由の幾つかをここに述べる。

本論文の第一の価値は、まずその新資料としての高い価値にある。タイのファクタリング取引の歴史と実情をわが国に紹介した論文として本邦初のものである（第一章）ことは勿論、アメリカのファクタリング取引の歴史をわが国に詳細に紹介し、かつこれだけ関係の法律を分析したのもこれまでわが国の論文としてはほとんど先例を見ないものである（第二章）。とりわけ、本稿は、現在わが国の債権流動化の動きの中で非常に重要性の増しているアメリカ統一商事法典（UCC）の研究としても、日本の専門学者の業績を凌駕する程に充実したものである。

本論文の第二の価値は、研究対象と方法論の斬新な組み合わせ方にある。すなわち、日本とタイの債権譲渡法という、沿革的に継受関係のある法相互を比較研究するという方法は、これまでもわが国の民法学界においていくつかわれた業績のあるものであるが、逆に継受関係の全くない、基本的な法構造の異なる国相互を対象に、その一方の国（アメリカ）で発生した取引形態が他方の国（タイ・日本）に取り入れられた場合、取り入れた側の国では、構造の異なる母国法でその新取引形態をどう整理するか、という問題である。このような形態の研究は、比較法学に新たな地平を開くものといっても過言ではない。

本論文の第三の価値は、債権譲渡関係の最先端の議論を、その分野の沿革的考察を踏まえて行っている点である。とすれば、沿革的な検討を主とする解釈論の場合は、過去から現在までを架橋するものの、将来についての展望に欠けることがある。逆に、現在から先の状況を論じる論文には、過去の研究の蓄積について軽視するものが散見される。これら両方の視点をもって初めて、一つのテーマについて過去から将来までを繋ぐ発想が生まれるのである。この意味で、本論文は、過去を十分に踏まえた上で母国のファクタリング取引に関する立法試案を発表しており、その立論

過程も破綻のないものとなっている。

四 今後の課題

筆者が本論文において得た結論は、このファクタリング取引に関しては、かなり明瞭かつ自己完結的な成果を示しているといつてよい。今後の問題は、ここでの知見、ことに方法論上の知見が、他の新種契約にも当てはまるような客観性を持っているか、そしてそのことを他の新種契約で実証的に示せるか、ということであろう。

なお、本論文に示された筆者の日本語力は、相当なものであり、留学期間に日本語についても長足の進歩を遂げたことが認められるが、いまだに細部の文章表現においてはいささか流暢さを欠くところが散見される。しかしそれらは、筆者の主張を伝える上での障害になる程度のものではなく、表現内容は正確に伝達されているといつてよい。

五 総合評価

以上の諸点を総合すれば、本論文はタイ・アメリカ・日本 のファクタリング取引の歴史的・法構造的比較という、対象および分析手法の新しさに加え、分析の詳細さ、立法試案に至る筆者の見解の明瞭さ等からして、学位論文とし

て相当に質の高いものであるといえる。またそこに示された多数の新知見は、わが国の民法学界に寄与貢献するところ大であるといつてよい。特に、アメリカにおけるフアクトリング取引の正確な分析と、アメリカ統一商事法典第九編の分析に関しては、わが国の先行業績を凌駕するものといえるし、債権流動化に関する最新のかつ国際的な議論を踏まえた上での新フアクトリング取引法の立法提案は、わが国の同種取引の分析において、今後十分に参考とされる先駆的業績といつてよい。

よつて、審査員一同は、本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものと、一致して判定するものである。

平成九年三月四日

主査	慶應義塾大学法学部教授	池田 真朗
副査	法学研究科委員法学博士	
	慶應義塾大学法学部教授	内池慶四郎
	法学研究科委員法学博士	
副査	慶應義塾大学法学部教授	新田 敏
	法学研究科委員	

本多周爾君学位請求論文審査報告

本多周爾君が博士（法学）学位を請求するために提出した論文は、「開発とコミュニケーション基盤に関する研究——その理論的考察とインドネシア、マレーシア、タイ三国の事例を中心に——」である。

一 論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

序章

第一部 理論編

第一章 発展とコミュニケーション

——ラーナー理論を手がかりとして——

第二章 発展におけるコミュニケーションの役割

——シユラムの発展論の再検討——

第三章 開発とコミュニケーションの研究に関する一考察

第二部 事例研究編 1

第四章 イントネシアの統合、国家建設とコミュニケーション